

○東京藝術大学研究生規則

〔昭和45年6月18日
制 定〕

改正	昭和47年4月20日	昭和50年4月1日
	昭和51年5月10日	昭和53年2月16日
	昭和54年5月17日	昭和55年4月24日
	昭和56年4月16日	昭和57年4月13日
	昭和58年4月21日	昭和59年4月19日
	昭和60年9月19日	平成5年2月18日
	平成5年12月16日	平成13年3月26日
	平成16年4月1日	平成18年3月23日
	平成25年10月24日	平成26年10月24日
	平成27年3月26日	平成29年10月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第41条第2項の規定に基づき、本学における研究生の入学資格その他必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生の入学資格は、次の各号の一に該当する者で、当該研究科が定める資格を有するものとする。

- (1) 大学院修士課程を修了した者
- (2) 本学において前号と同等以上の学力があると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）を研究生として受け入れる場合の入学資格は、次の各号の一に該当する者で、当該研究科が定める資格を有するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学において前号と同等以上の学力があると認められる者

3 第1項の規定にかかわらず、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科に係る入学資格は次の各号の一に該当する者で、当該研究科が定める資格を有するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学において前号と同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に第7条に定める検定料を添えて、当該研究科の研究生募集要項に定める期日までに、当該大学院研究科を経て、学長に願い出なければならない。ただし、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づく研究留学生（以下「国費外国人留学生」という。）については、次の各号に掲げる書類は文部科学省への申請書類をもって代えることとし、検定料は徴収しないため納入を要しない。

- (1) 研究生願書（所定の様式による。）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の修了証明書又は卒業証明書
- (4) 在職中の者は、所属長の許可書

(5) その他当該大学院研究科が定める書類

(入学者の選考及び入学の許可)

第4条 前条の願い出があった場合は、当該研究科委員会（大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）の意見を参考として、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、これによらないことができる。

(入学料及び授業料の納入)

第6条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに次条に定める入学料及び授業料を納入しなければならない。ただし、国費外国人留学生に係る入学料及び授業料は、徴収をしないため納入を要しない。

2 納入済の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても還付しない。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(研究期間)

第8条 研究の期間は、半年又は1年とする。ただし、特別の事情がある場合はその期間を更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生に係る研究の期間は、文部科学省が許可した受入れ期間とする。

(研究計画等)

第9条 研究生は、許可された研究課題及び研究計画により指導教員の指導を受け、その研究室において研究に従事する。

2 研究生は、指導教員が必要と認めたときは、当該研究科長の許可を得て、研究課題に関連のある授業を受け又は研究設備を利用することができる。

3 研究生には、単位は与えない。

4 研究生は、毎学期の終りまでに研究計画の進行に関する報告書を当該研究科長に提出しなければならない。

(修了証明書)

第10条 研究生として研究を修了した者については、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証明書を交付することができる。

(附属図書館の利用)

第11条 研究生は、附属図書館長の許可を得て、附属図書館を利用することができる。

(規則の遵守)

第12条 研究生は、大学院学則及び本学又は研究科等の定める規則を守らなければならない。

2 前項の規定に違反し又は病気その他の事由により研究を継続することが適当でないと認めた場合は、研究科委員会の意見を参考として、学長はその許可を取り消すことがある。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和45年6月18日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年4月20日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年度において入学した者から徴収する同年度の授業料の額は、この規則による改正後の本学研究生規則第6条の規定にかかわらず、前期又は後期の別に従い、前期にあつては月額800円とし、後期にあつては、月額2,400円とする。
- 3 昭和47年度における入学を許可される者から徴収する入学料の額は、この規則による改正後の本学研究生規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和47年度の入学をする者の検定料の額は、この規則による改正後の本学研究生規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年度の入学に係る検定料の額は、この規則による改正後の規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和51年5月10日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年度において入学した者に係る授業料の額は、昭和51年度に限り、前期（4月1日から9月30日までをいう。）にあつては、月額2,400円とし、後期（10月1日から翌年の3月31日までをいう。）にあつては、月額6,000円とする。

附 則

この規則は、昭和53年2月16日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年5月17日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 昭和54年度の入学に係る検定料の額は、改正後の規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和55年4月24日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和56年4月16日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和57年4月13日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和58年4月21日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 検定料の額は、昭和59年度以降に入学、転学、編入学又は再入学する者について適用することとし、昭和58年度内に入学、転学、編入学又は再入学した者に係るものについては、従前の額とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月19日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 昭和59年度において入学した者に係る授業料の額は、昭和59年度に限り、前期（4月1日から9月30日までをいう。）にあつては、月額12,000円とし、後期（10月1日から翌年の3月31日までをいう。）にあつては、月額14,000円とする。

附 則

この規則は、昭和60年9月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年12月16日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年10月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月19日から施行する。